

日バス協技第333号
令和5年11月15日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 清水 一郎

自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた
事業者間の遠隔点呼の先行実施要領について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省物流・自動車局安全政策課長、旅客課長、貨物流通事業課長から、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

担 当：技術安全部（田中・池田）
電 話：03-3216-4015